

測定項目	管理基準値	測定器等
1 一酸化炭素の含有率	(注) 100万分の10以下 (厚生労働省令で定める特別の事情がある建築物にあつては厚生労働省令で定める数値) 以下	検知管方式による一酸化炭素検定器又はこれらと同程度以上の性能を有するもの
2 二酸化炭素の含有率	100万分の1, 000以下	検知管方式による二酸化炭素検定器又はこれらと同程度以上の性能を有するもの
3 温度	① 17度以上28度以下 ② 居室における温度を外気の温度より低くする場合は、厚生労働省令で定めるところにより、その差を著しくしないこと	○・五度目盛の温度計又はこれらと同程度以上の性能を有するもの
4 相対湿度	40%以上70%以下	○・五度目盛の乾湿球の湿度計又はこれらと同程度以上の性能を有するもの

(注) 厚生労働省令に定める特例として、外気がすでに一酸化炭素の含有率がおおむね100万分の10を超える建築物の場合は、居室における一酸化炭素の含有率がおおむね100万分の20以下とする。

※ 表中1, 2については、1日3回の測定値を平均したもの(平均値)で適否を判断する。
(始業後、終業前及びその中間時)

※ 表中3, 4については、1日2回又は3回の個々の測定値(瞬時値)について適否を判断する。